

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の表示並びに削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。
次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行うため県が設置する施設(以下「鳥取県立社会福祉施設」という。)の設置及びその管理に関する事項について<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>軽費老人ホーム</td><td>鳥取県立福原荘</td><td>米子市</td></tr></tbody></table> <p>(鳥取県立福原荘における利用料金)</p> <p>第11条 鳥取県立福原荘の利用料金は、<u>指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。</u></p>	種別	名称	位置	略			軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	米子市	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行うため県が設置する施設(以下「鳥取県立社会福祉施設」という。)の設置及びその管理に関する事項について<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">軽費老人ホーム</td><td>鳥取県立岩井長者寮</td><td>岩美郡岩美町</td></tr><tr><td>鳥取県立福原荘</td><td>米子市</td></tr></tbody></table> <p>(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)</p> <p>第11条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、<u>別表第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。</u></p> <p>2 鳥取県立福原荘の利用料金は、指定管理者条例第</p>	種別	名称	位置	略			軽費老人ホーム	鳥取県立岩井長者寮	岩美郡岩美町	鳥取県立福原荘	米子市
種別	名称	位置																			
略																					
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	米子市																			
種別	名称	位置																			
略																					
軽費老人ホーム	鳥取県立岩井長者寮	岩美郡岩美町																			
	鳥取県立福原荘	米子市																			

<u>2</u> 略 <u>3</u> 略	8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。													
	<u>3</u> 略 <u>4</u> 略 別表第3（第11条関係）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小居室</td> <td>1人で使用する場合</td> <td>1人月額 167,620円</td> </tr> <tr> <td>2人で使用する場合</td> <td>1人月額 166,620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大居室</td> <td>1人で使用する場合</td> <td>1人月額 168,620円</td> </tr> <tr> <td>2人で使用する場合</td> <td>1人月額 167,620円</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分		金額	小居室	1人で使用する場合	1人月額 167,620円	2人で使用する場合	1人月額 166,620円	大居室	1人で使用する場合	1人月額 168,620円	2人で使用する場合	1人月額 167,620円
使用区分		金額												
小居室	1人で使用する場合	1人月額 167,620円												
	2人で使用する場合	1人月額 166,620円												
大居室	1人で使用する場合	1人月額 168,620円												
	2人で使用する場合	1人月額 167,620円												

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p><u>（5）</u> 略</p> <p><u>（6）</u> 略</p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p><u>（5） 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）による同条例第3条の許可（鳥取県立岩井長者寮に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>（6）</u> 略</p> <p><u>（7）</u> 略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p> <p><u>（10）</u> 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の鳥取県立岩井長者寮の利用に係る使用料の徴収については、第1条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。